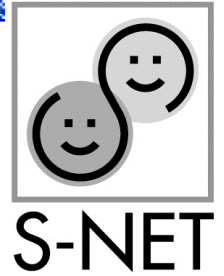


# KSK湘南ふくしネットワーク オンブズマン(新聞)

広報46号

編集責任者：NPO法人 湘南ふくしネットワークオンブズマン 藤本直也  
事務所：〒253-0043 神奈川県茅ヶ崎市元町5-22 永井ビル3階  
電話・FAX：0467-85-6660 直通電話090-4937-4904 定価30円  
ホームページ：<http://www.npo-snet.com> eメール：[info@npo-snet.com](mailto:info@npo-snet.com)



## ★ 2016年度 権利をまもるシンポジウム ★

### 今より“もっと”素晴らしい支援者となるために

よかれと思った支援で、逆にその人が元気をなくしていることはありませんか？

高齢者や障がいのある人への支援は「身の安全や健康、財産の管理」が優先されてしまうことがあります。確かにそれらも大事な支援です。でも本当に大切なことは、その人の日々の暮らしが充実し「幸せだなあ」と実感できるようにすることではないでしょうか？  
支援される人を幸せにするためにできる事とは・・・



#### 基調講演：「障害者差別解消法とは？～支援者が知っておくべきこととは～」

◇講師 鈴木敏彦氏（和泉短期大学児童福祉学科教授 社会福祉士）

#### シンポジウム：「～その人らしい生き方とは～」

◇シンポジスト：

菅原健介氏（37才 藤沢市で小規模多機能ホーム運営 理学療法士）

廣田純也氏（33才 茅ヶ崎市で美容院経営、スタイリスト）

★当日は、廣田氏による障がいのある女性のビフォー・アフターの実演があります。

■日時：2017年2月18日（土）14：00～16：30

■会場：茅ヶ崎市役所 分庁舎6階 コミュニティホール

■申込み・参加費は不要 当日会場に直接お越し下さい（定員150名）

（詳しくは同封のチラシで）



## 「成年後見制度」のこれまでとこれから (…Sネットの取り組む後見活動について)

時は2000年、高齢者福祉において、福祉サービスの給付を自治体に全部お任せする措置制度が介護保険制度に切り替えられ、自分が望む・自分にとって必要な福祉サービスを選んで、その提供を受ける、ということが語られるようになりました。「措置から契約へ」というスローガンは、行政からサービスをあてがわれる「客体」から、自らがサービスを選択する「主体」への転換を印象づけるものでした。その人らしさ(あるいは自己決定)を尊重する新しい福祉のあり方が示されたように感じて、多くの人たちがこの転換を歓迎しました(※1)。そして、この転換は高齢者福祉だけでなく、障害者福祉にも拡大され、今日に至っています。

しかし、認知症などにより法的な判断能力(この契約をすることが自分にとって必要かどうか、損をしないかといったことを判断し、その判断をふまえて適切に行動する力量)が乏しくなってしまった人が、法的な判断能力を十分に備えた人と同じに扱われたとしたらどうでしょう? その人はそのままでは自分にとって必要な契約を結ぶことができないでしょう。そのため不便な思いをするかもしれませんし、あるいはギャンブルに誘い込まれたり深刻な消費者被害に遭ったりして大事な財産を失ってしまうかもしれません。

誰もが「契約」という仕組みのメリットを享受するためには、法的な判断能力が乏しい人(の命・生活・生き方)を守るための、何らかのサポートの仕組みが必要です。

「成年後見制度」は、従来のマイナスイメージが強く実際の使い勝手も悪かった「禁治産・準禁治産」の制度を改め、本人の自己決定の尊重と本人保護との調和を目指して形作られました。法的な判断能力が乏しい人たちが自分だけで契約等を行うことができないことにし、その代わりに裁判所の選任した後見人等が本人

のために本人に代わって契約等を行うという仕組みです。そのため成年後見人には本人の財産の管理処分等について包括的な権限が認められています。

「自己決定の尊重」こそがこの制度の眼目であると捉え(※2)、そして「誰にでもWISHはある」という考えのもと、Sネットは「できる限り本人自身の意思決定を基本にし、後見人の代行決定は必要最小限度に留める」ことを目指し、「後見人活動の基本は本人との関わりを通じての本人のWISHの把握である」と考えて活動してきました。そして、ささやかながら、現行制度をそのように運用することは十分に可能だということを法人後見の実践で示すことができたのではないかと思います。

しかし、一般論としていけば、現行の成年後見制度が後見人に包括的な代行決定権限を認めているため、それを奇貨とした「本人の意思に反した(親族等の意向に沿った)後見人による入院・入所、財産処分、横領が後を絶たない」という指摘は否定できません。

不祥事防止目的で後見制度支援信託が導入されたりしていますが、それについても、「本人自身の意思決定」を十分に尊重することなく進められているのが実情ではないでしょうか。



2006年12月に国連総会において採択され2008年5月に発効した障害者の権利条約、その第12条は、「法律の前にひとしく認められる権利」について次のように定めています。

1. 締約国は、障害者が全ての場所において法律の前に人として認められる権利を有することを再確認する。
2. 締約国は、障害者が生活のあらゆる側面において他の者との平等を基礎として法的能力を享有することを認める。



3. 締約国は、障害者がその法的能力の行使に当たって必要とする支援を利用する機会を提供するための適当な措置をとる。
4. 締約国は、法的能力の行使に関連する全ての措置において、濫用を防止するための適当かつ効果的な保障を国際人権法に従って定めることを確保する。当該保障は、法的能力の行使に関連する措置が、障害者の権利、意思及び選好を尊重すること、利益相反を生じさせず、及び不当な影響を及ぼさないこと、障害者の状況に応じ、かつ、適合すること、可能な限り短い期間に適用されること並びに権限のある、独立の、かつ、公平な当局又は司法機関による定期的な審査の対象となることを確保するものとする。当該保障は、当該措置が障害者の権利及び利益に及ぼす影響の程度に応じたものとする。
5. 締約国は、この条の規定に従うことを条件として、障害者が財産を所有し、又は相続し、自己の会計を管理し、及び銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用を利用する均等な機会を有することについての平等の権利を確保するための全ての適当かつ効果的な措置をとるものとし、障害者がその財産を恣意的に奪われないことを確保する。

2014年2月には、ようやく日本においてもこの条約が効力を生じました。いまや、現行の成年後見制度は、この障害者の権利条約第12条の規定に適合するように改められる必要がある、と思います。つまり、後見法制(ある人々には法的拘束力のある決定を行う能力がないとみなし、代理意思決定条項を設定する仕組み)を改め、支援付き意思決定(本人の代わ

りに他人が決めるのではなく、支援を受けて本人が情報を理解し、自らの選好に基づいて意思決定をすること)の仕組みを作らなければならないということです。

国際育成会連盟も、「支援付き意思決定の措置がまだ導入されておらず、完全な法的能力を行使する権利が実現されていない場合は、国は地域社会の能力を構築し、人々が自身の生活において意思決定を行うことが可能になるように支援を開発し、実現する措置を講じなければなりません。」と述べています。

[http://zen-iku.jp/wp-content/uploads/old/pdf/world03\\_20130404.pdf](http://zen-iku.jp/wp-content/uploads/old/pdf/world03_20130404.pdf)

こんなときだからこそ、「本人自身の意思決定を基本に」するというのがどういうことか、成年後見制度の望ましい運用のあり方がどういうものかを具体的に示すこと(それは、「成年後見制度」の枠組みのなかで「支援付き意思決定」の実践を展開することだと考えます)、その価値が伝わり、それが多くの方々にとって身近な手本となること…こういうことこそがSネットのめざすべき取り組みのうちの一つなのではないかといったことを考えている今日この頃です。

(※1) もちろん、実際にサービスの選択肢が用意されるのか、当事者と事業所との「契約」という仕組みになっても福祉サービスを受ける権利の保障について行政がその責任を全うするのか、といった疑問や批判もありました。

(※2) 成年後見人は、職務を行うにあたり本人の意思を尊重しなければならないと定められています(民法858条)。

以上

(副理事長 弁護士 相川 裕)



# 「障害者差別解消法」に関する講師を派遣します

2016年4月1日より「障害者差別解消法」が始まりました。  
「障害者差別解消法」についての勉強会や研修に、講師を派遣することができます。  
どうぞご利用ください!

## <企画概要>

### ■研修内容

- ・ 「障害者差別解消法」の解説
- ・ 障害のある人への差別にならない対応(合理的配慮)
- ・ 質疑応答

### ■講師

- ・ 当法人会員(社会福祉士、精神保健福祉士等)

### ■時間

- ・ 約1時間を予定

### ■講師派遣料

- ・ 10,000円

### ■日程等

- ・ ご相談



本件に関するお問合せ及びご連絡先

NPO法人 湘南ふくしネットワークオンブズマン  
研修企画担当 上杉、細川、角田  
☎090-8478-1925(上杉)

**その他、人権、権利擁護、虐待防止法などについての講師も派遣できます**

## 賛助会員入会のお願い

私たちは、ノーマライゼーション社会の実現を目指し、権利擁護活動を行っています。  
賛助会員としてご入会いただき、私たちの活動をご支援くださいますようお願い申し上げます。

- ◇賛助会員会費
  - ・個人 年額 ー〇 1,000円 (ー〇以上)
  - ・法人 年額 ー〇 5,000円 (ー〇以上)
- ◇ご入会の方法: 郵便振替書により下記口座へ会費をお振込みください  
郵便振替口座番号: 00210-9-75496  
口座名義人: NPO法人 Sネットオンブズマン

